

保護者の皆様へ

市では、下北地区の高校に通う生徒の通学費支援を実施しています

保護者の皆様の経済的負担の軽減を図り、地域の将来を担う人材の育成と地域活性化に資することを目的として、下北地区の高校へ公共交通機関またはスクールバスを利用して通学する生徒の通学費の支援を、令和6年度から実施しています。

対象となる方

次の1から3すべてに該当する方

- 1、生徒および保護者がむつ市に住所を有する。
 - 2、下北地区の高校に路線バスや鉄道等の通学定期券を購入し通学している、または下北地区の高校にスクールバスを利用して通学している。
 - 3、高校の通学費に対して、国や県等の他の支援(生活保護等)を受けていない。
- ※対象となる高校:田名部高校、むつ工業高校、大湊高校、大間高校

対象路線及び対象区間

- ◎バス・鉄道事業者が販売する通学定期券のうち、市内から高校の最寄り停留所(駅)間のもの
※通学定期券の種類(1、3、6ヶ月等)は問いません。回数券は支援対象外です。
- ◎下北地区の高校に通学するために運行するスクールバスの路線

支援方法

【通学定期券の場合】

バス・鉄道事業者から通学定期券を購入 → 有効期間終了後むつ市に通学支援事業の申請

① 申請場所

【窓口】むつ市役所本庁舎市民連携課、川内庁舎、大畑庁舎、脇野沢庁舎

【郵送】〒035-8686 むつ市中央一丁目8番1号 市民連携課 まで送付してください。

② 申請時期

通学定期券の有効期間終了後

③ 申請に必要なもの

- 1、むつ市高校生通学費助成金交付申請書兼請求書
(むつ市 HP からダウンロード可。むつ市役所市民連携課窓口にも設置。)
- 2、通学定期券または氏名、金額、定期券の種類、購入日、有効期限、利用区間記載の領収書等の写し
(スマホ定期をご利用の場合は、領収書および支払い完了メールを印刷してください。画像印刷可。)
- 3、学生証の写しまたは在学証明書※2 回目以降不要
- 4、保護者の身分証明書の写し(運転免許証やマイナンバーカード等)※2 回目以降不要
- 5、振込先の通帳の写し(申請をされる保護者と同名義の通帳)※変更なければ2 回目以降不要

裏面もご確認ください→

④注意事項

※令和7年4月1日から令和8年3月31日までを有効期間に含む定期券が支援の対象です。

※令和7年4月1日～令和8年3月31日以外の期間が含まれる定期券で申請される場合は、対象となる日数を日割りで計算し、補助金額を決定します。

※毎月10日(郵便申請は10日必着)までの申請をとりまとめ、月末に当該定期券の1/2に相当する金額を保護者名義の口座に振り込みます。

※生徒が通学するために最も合理的な通学経路の定期券を支援の対象といたします。

※払い戻し対応後の通学定期券は支援の対象といたしません。

※使い終わった通学定期券の写しがない事例が見受けられます。申請にあたり通学定期券を購入したことを証明するものが必要ですので、購入後すぐに写しをとるなどして必ず申請の際にご提出ください。

【スクールバスの場合】

- ・スクールバスの運送に要する契約額の1/2の額を市が運行事業者に直接支払うため、通学支援事業を活用するにあたり原則むつ市への申請は不要です。
- ・保護者の団体とバス事業者で契約した支払方法で、毎月契約額(スクールバス利用料金)をバス事業者に支払ってください。
- ・スクールバス利用人数や運行に係る経費の増減等により、生徒一人当たりの料金が変わるため、令和6年度の利用金額から変更がないとは限りませんのでご注意ください。
- ・スクールバスの料金につきましては、各事業者へお問い合わせください。

その他

- ・事業の詳細につきましては、むつ市HPに掲載していますので、ご覧ください。



【問い合わせ先】

むつ市 政策推進部 市民連携課

TEL 0175-22-1111(内線 2155、2156)